

# 第56回通常総会

と き： 令和5年5月30日

と ころ： アークホテルロイヤル福岡天神

福岡県木材協同組合連合会

## 第 5 6 回 通 常 総 会 議 事

- 第 1 号 議 案 令和 4 年度事業報告・財産目録・貸借対照表・収支決算書及び剰余金処分案について
- 第 2 号 議 案 令和 5 年度事業計画案及び収支予算案について
- 第 3 号 議 案 取引金融機関決定について
- 第 4 号 議 案 福岡県木材協同組合連合会定款の一部変更について
- 第 5 号 議 案 役員改選について



## 第2号議案

# 令和4年度 事業報告

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

令和4年度においても、新型コロナウイルスの感染拡大が続きましたが、ウィズコロナの政策のもとで、我が国の経済は、持ち直しの動きが期待されるようになりました。

一方、地域経済の担い手として重要な位置づけにある木材産業を含めた中小企業の経営については、人手不足や素材・賃金の高騰への対応など厳しい環境の変化に対応していくことが課題となっています。

こうした中であって、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDGs（持続可能な開発目標）が、全世界の大きな共通目標となるとともに、令和3年6月には「森林林業基本計画」が閣議決定され、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととされました。

また、公共建築物における木材利用については、一昨年の法改正より、木材利用推進の対象が建築物一般に拡大され木材利用の方法も変化してきています。

さらには、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)では、木材の国産への転換を図るとともに、木材の安定的・持続的な供給体制の構築や木材の利用拡大を進めることが示されました。

令和4年の住宅着工戸数は86万戸と昨年に続き若干の増加とな

りましたが、木造の住宅着工戸数は対前年比で5%程度減少しています。今後とも国産材利用量を増加させるためには、利用割合の低い部材等における利用拡大が重要となっています。

このように木材・国産材の利用に追い風が吹く中、あるいは、円安、物価高騰など木材を取り巻く情勢が目まぐるしく動く中、福岡県木材組合連合会や全国木材協同組合連合会等の中央団体と連携を図りながら、非住宅建築物にも目を向けた木造化、木質化を進めるための普及活動など幅広く活動を行って参りました。

令和4年度に行った具体的な当連合会の活動は、次のとおりであります。

## I 主要事業の概要

### (1) 木材の利用推進と安定供給

木材、とりわけ県産材やJAS材の利用促進を図るため、福岡県や福岡県木材組合連合会と連携してフォーラム、構造材に関するセミナー、木造建築物の構造見学会などをオンラインにて開催した。

また、CLTに関する普及啓発の新聞広告を掲載するとともに、福岡市天神地区において、大型ビジョンによる広告映像を放映し国産材利用推進のPRを行った。

さらには、建築士を対象に、「木造住宅に必要な構造設計の基礎セミナー」を開催し国産材を正しく使うための要点解説と実践手法の紹介を行った。

木育に関しては、福岡県農林水産まつりに参加し、多くの来場者に県産間伐材を使用した椅子や本立て等の木工キットにより木工工作体験してもらった。

### (2) 金融対策事業

(ア) 木材産業等高度化推進資金制度の活用

木材の生産や加工・流通を行う事業者が、経営の合理化や事業規模の拡大などを行う際に利用できる資金で、木材関係では、協同組合等で2、単独で2の事業体が、総額2億2千万円余の融資を受け、事業資金として有効に活用された。

(イ) 農林漁業信用基金制度の活用

林業・木材産業関係者が融資機関から事業資金を借り入れようとする場合、(独)農林漁業信用基金が債務を保証することによって、円滑な借入を支援する制度で、信用保証制度の内容や保証対象となる資金の種類、各資金毎の保証内容等について、そのPRに努めた。

(ウ) 林業・木材産業改善資金の活用

新たな事業部門の開始や、必要な機械施設を導入する際に活用できる無利子の資金である林業・木材産業改善資金の概要や貸付対象、借入方法等について周知した。

(エ) 木材供給高度化設備リース促進事業の有効活用

製材業等の近代化を推進するため、リース事業に積極的に活用されるよう周知を行った。

(オ) 共済事業の推進

木材産業の経営及び雇用の安定を図るため、全国木材協同組合連合会が行う大型共済、中型共済、退職金共済など各種制度の普及に努めた。

(3) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業にかかる安全監督・指導の実施

新たに林業に携わる若者等の育成を支援するフォレストワーカー研修の実地研修を行う林業経営体に対し、全森連からの委託により安全指導及び研修生の安全作業の習得状況の確認等を行った。

(1) 実施期間 令和4年4月～令和5年3月

(2) 事業内容

ア 安全監督・指導員の委嘱

指導員 14名

イ 安全監督・指導の実施

- ・ 実施経営体 浮羽森林組合ほか19経営体
- ・ フォレストワーカー 39名
- ・ フォレストワーカーに対する巡回指導 58日

ウ 安全診断の実施

- ・ 受講事業体 該当無し

(3) 事業費 2,663,230円

(4) 労働安全衛生対策の推進

現場における労働災害の防止に向け、労働基準監督署等の関係行政機関と連携し、県内各地で安全パトロールを行った。

(5) 提言要望活動等

木材産業の活性化と木材利用の促進を図るため、関係機関に対し要請活動を行った。

また、国の木材関連予算の確保や施策の拡充等については九州木材組合連合会、全国木材組合連合会、全国木材協同組合連合会と連携して要望活動を行った。

さらには、オブザーバーとして参画している九州経済連合会の林業部会から提出する要望書に対し、意見を述べた。

# 財 産 目 録

令和5年 3月31日

単位：円

科 目	摘 要	金 額
(資産の部)		
<u>流動資産</u>		<u>7,910,036</u>
現金		36,267
普通預金	福岡銀行博多支店口座	5,026,537
"	"    "    退職金共済口座	1,439,560
立替金		0
未収金	緑の雇用安全指導下期事業費	1,407,672
<u>固定資産</u>		<u>4,215,420</u>
電話加入権	電話二基 714-2061, 2062	25,420
出資金	全木協連出資金	3,000,000
"	商工組合中央金庫	20,000
敷金	(株)チクモク	1,170,000
(資産合計)		<u>12,125,456</u>
(負債の部)		
<u>流動負債</u>		<u>271,330</u>
預り金	社会保険料および所得税	200,330
納税引当金		71,000
未払金		0
(負債合計)		<u>271,330</u>
差引正味残高		11,854,126



## 貸借対照表

令和5年3月31日

単位：円

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b><u>7,910,036</u></b>	<b>流動負債</b>	<b><u>271,330</u></b>
現金	36,267	預り金	200,330
銀行預金	6,466,097	納税引当金	71,000
立替金	0	未払金	0
未収金	1,407,672		
<b>固定資産</b>	<b><u>4,215,420</u></b>	<b>純資産</b>	<b><u>11,854,126</u></b>
電話加入権	25,420	出資金	2,675,000
出資金	3,020,000	法定準備金	3,428,680
敷金	1,170,000	特別積立金	1,970,000
		未処分利益	3,780,446
		(うち当期利益金)	△ 81,923
合 計	<b>12,125,456</b>	合 計	<b>12,125,456</b>

## 損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月 31日

単位：円

科目	小計	合計
<b>I 事業総損益</b>		
1 事業総収入	6,317,085	
2 事業総費用	2,162,779	
事業総利益		4,154,306
<b>II 一般管理費</b>		
1 事務所費	143,430	
2 人件費	3,796,853	
3 需用費	0	
4 旅費交通費	0	
5 交際費	0	
6 広告宣伝費	0	
7 会議費	0	
8 雑費	96,910	
事業管理費計		4,037,193
事業損益		117,113
<b>III 事業外損益</b>		
1 事業外収益	181,564	
2 事業外費用	309,600	
事業外損益		△ 128,036
税引前当期純利益		△ 10,923
法人税等充当金		71,000
当期利益金		△ 81,923
前期繰越剰余金		3,862,369
当期未処分利益金		3,780,446

## 令和4年度 収支決算書

令和 4年 4月 1日 から  
令和 5年 3月 31日 まで

収入の部

(単位：円)

科 目	4年度予算額	4年度決算額	増 △減	備 考
<b>1 事業収入</b>	<u>7,001,000</u>	<u>6,317,085</u>	△ 683,915	
(1)事務受託	2,800,000	2,800,000	0	
(2)全木連共済手数料	20,000	29,255	9,255	
(3)林改資金取扱手数料	0	24,750	24,750	
(4)木工キッド等販売事業	1,100,000	799,850	△ 300,150	
(5)高度化促進事務費	10,000	0	△ 10,000	
(6)緑の雇用対策事業	3,000,000	2,663,230	△ 336,770	
(7)安全診断事業	71,000	0	△ 71,000	
<b>2 事業外収入</b>	<u>164,000</u>	<u>181,564</u>	17,564	
(1)受取利息	1,000	50	△ 950	
(2)雑収入	163,000	181,514	18,514	
合 計	7,165,000	6,498,649	△ 666,351	

支出の部

(単位：円)

科 目	4年度予算額	4年度決算額	増 △減	備 考
<b>1 事業費</b>	<u>2,690,000</u>	<u>2,162,779</u>	△ 527,221	
(1)木工キッド等購入費	1,000,000	705,990	△ 294,010	
(2)緑の雇用対策事業	1,660,000	1,456,789	△ 203,211	
(3)安全診断事業	30,000	0	△ 30,000	
<b>2 一般管理費</b>	<u>4,089,000</u>	<u>4,037,193</u>	△ 51,807	
(1)事務所費	150,000	143,430	△ 6,570	
・借損料	130,000	132,000	2,000	1ヶ月分
・光熱水費	20,000	11,430	△ 8,570	〃
(2)人件費	3,839,000	3,796,853	△ 42,147	
・職員給与	2,720,000	2,695,400	△ 24,600	
・福利厚生	650,000	633,293	△ 16,707	
・雑給	336,000	335,160	△ 840	
・退職積立	133,000	133,000	0	

科 目	4 年度予算額	4 年度決算額	増 △減	備 考
(3)需用費	0	0	0	
・印刷費	0	0	0	
・事務用品費	0	0	0	
・通信費	0	0	0	
・新聞図書費	0	0	0	
(4)旅費交通費	0	0	0	
(5)交際費	0	0	0	
(6)広告宣伝費	0	0	0	
(7) 会議費	0	0	0	
・総会費	0	0	0	
・理事会費	0	0	0	
・会合費	0	0	0	
(8)雑費	100,000	96,910	△ 3,090	
<u>3 事業外費用</u>	<u>310,000</u>	<u>309,600</u>	<u>△ 400</u>	
(1)租税公課	0	0	0	
(2)関係団体負担金	310,000	309,600	△ 400	
(3)林改資金再委託料	0	0	0	
<u>4 法人税等引当金</u>	<u>71,000</u>	<u>71,000</u>	<u>0</u>	
<u>5 予備費</u>	<u>5,000</u>	<u>0</u>	<u>△ 5,000</u>	
<u>6 当期剰余金</u>	<u>0</u>	<u>△ 81,923</u>	<u>△ 81,923</u>	
合 計	7,165,000	6,498,649	△ 666,351	

上記の通り報告します。

令和5年4月26日

福岡県木材協同組合連合会

会 長 平川 辰男



上記につき監査したところ正確であることを認めます。

令和5年4月26日

監 事 鈴木 就生



監 事 多田 啓



## 剩 余 金 処 分 案

	円
1. 当期未処分利益	<u>3, 780, 446</u>
繰越利益金	3, 862, 369
当期利益金	△ 81, 923
2. 利益処分額	<u>0</u>
法定利益準備金	0
特別積立金	0
3. 次期繰越金	<u>3, 780, 446</u>

## 第2号議案

# 令和5年度 事業計画（案）

自 令和 5年4月 1日

至 令和 6年3月31日

令和5年度においても、円安、物価高騰など経済全体への影響について見通しが困難な中ではありますが、追い風が吹いている国産材利用拡大、非住宅建築物等の木造木質化などの動きを減速させないための活動が緊急、かつ重要となっています。

今後も、各種課題に対応していくためには、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることの理解を広めるとともに、耐火性能の向上等技術的な問題を克服し、「木材を優先する（ウッドファースト）街づくり」へと流れをつくっていくことが求められています。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」においては、令和7年の総需要量を87百万 $\text{m}^3$ 、国産材の利用量を40百万 $\text{m}^3$ とされ、脱炭素社会を構築する上で、エネルギー利用を含めた木材利用に対する期待は大きなものがあります。

平成30年度税制改正において認められた森林環境税・贈与税の創設と、同年4月に成立した森林管理経営法により市町村が主体となつての効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策が展開されています。

このような環境の中、木材産業の振興を図っていくためには、住宅はもとより公共建築物、商工業施設など非住宅の多様な分野における木材需要の拡大の取組、品質の確かな木材の安定供給体制の構築に一層取り組んでいくことが重要です。

また、安全性・簡便性等から木塀への転換及び普及の取組、格付実績の低いJAS構造材の非住宅、中高層分野への普及・利用、新

たな製品・技術の支援が継続されることとなりました。

こうした林野庁の令和4年度林野庁補正予算、令和5年度予算による補助事業を活用し、追い風の下にある中高層建築物の木質化などの動きを減速させないよう一層の取組が必要となっています。

当連合会としましては、ウクライナ情勢による影響、円安、住宅設備、建材の価格高騰も踏まえ、関係機関・団体と協力して、需要者ニーズに対応した木材の安定的・効率的な供給体制の構築に取り組むとともに、福岡県木材組合連合会と連携して次の事項を中心に事業を展開して参ります。

#### (1) 木材の利用推進と安定供給

木材、とりわけ県産材の利用促進に向けた普及PRに努め、関係機関、関係団体と密接に連携して、公共建築物への木造化・木質化の推進を行うとともに、木材の安定供給に取り組む。

#### (2) 金融対策事業

##### (ア) 木材産業等高度化推進資金制度の有効活用

木材の生産や加工・流通を行う事業者が、経営の合理化や事業規模の拡大などを円滑に実施できるよう、資金制度の効率的な活用を推進する。

##### (イ) 農林漁業信用基金制度の活用

林業・木材産業関係者の円滑な資金調達を図るため、信用基金制度のPRに努めながら効率的な活用を推進する。

##### (ウ) 林業・木材産業改善資金の活用

新たな事業の開始や、必要な機械施設の導入に活用できる同資金の周知に努める。

##### (エ) 木材供給高度化設備リース促進事業の有効活用

製材業等の近代化を図るため、リース事業の積極的な活用を推進する。

(オ) 共済事業の推進

木材産業の経営及び雇用の安定を図るため、全国木材協同組合連合会が行う大型共済や退職金共済など各種制度の普及PRに努める。

(3) 「緑の雇用」対策事業による安全監督・指導

林業経営体に対して安全指導を実施する。

(4) 労働安全衛生対策の推進

林災防福岡県支部と連携して、労働災害防止対策、木材製造業のゼロ災・労働安全の確保に取り組む。

(5) 提言要望活動

木材産業の活性化と木材利用の拡大をさらに推し進めるため、福岡県木材産業政治連盟や全国木材産業政治連盟、全国木材組合連合会等と連携して要望活動を行う。

(6) 円安や物価高騰、ウクライナ情勢に伴う世界的な木材の需給への影響、特に国産材への影響に対する対策

セーフティネットの保証制度、農林漁業信用基金制度などを活用し、資金手当の確保ができるよう情報収集・提供等の支援を従来通り行うとともに、本対策に必要な事項についても関係機関に要望を行う。



## 令和5年度収支予算書(案)

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

(単位:円)

収入の部			
科 目	4年度予算額	5年度予算額	備 考
<b>1事業収入</b>	7,001,000	6,761,000	
(1)事務受託	2,800,000	2,800,000	
(2)全木連共済手数料	20,000	20,000	
(3)林改資金取扱手数料	0	0	
(4)木工キッド等販売事業	1,100,000	1,100,000	
(5)高度化促進事業費	10,000	10,000	
(6)緑の雇用対策事業	3,000,000	2,760,000	
(7)安全診断事業	71,000	71,000	
<b>2事業外収入</b>	164,000	180,000	
(1)受取利息	1,000	0	
(2)雑収入	163,000	180,000	
<b>合 計</b>	7,165,000	6,941,000	

(単位:円)

支出の部			
科 目	4年度予算額	5年度予算額	備 考
<b>1事業費</b>	2,690,000	2,496,000	
(1)木工キッド等購入費	1,000,000	1,000,000	
(2)緑の雇用対策事業	1,660,000	1,456,000	
(3)安全診断事業	30,000	40,000	
<b>2一般管理費</b>	4,089,000	4,059,000	
(1)事務所費	150,000	150,000	
・借損料	130,000	130,000	
・光熱水費	20,000	20,000	
(2)人件費	3,839,000	3,809,000	
・職員給与	2,720,000	2,690,000	
・福利厚生	650,000	650,000	
・雑給	336,000	336,000	
・退職積立	133,000	133,000	

科 目	4年度予算額	5年度予算額	備 考
(3)需要費	0	0	
・印刷費	0	0	
・事務用品費	0	0	
・通信費	0	0	
・新聞図書費	0	0	
(4)旅費交通費	0	0	
(5)交際費	0	0	
(6)広告宣伝費	0	0	
(7) 会議費	0	0	
・総会費	0	0	
・理事会費	0	0	
・会合費	0	0	
(8)雑費	100,000	100,000	
<b>3 事業外費用</b>	<b>310,000</b>	<b>310,000</b>	
(1)租税公課	0	0	
(2)関係団体負担金	310,000	310,000	
(3)林改資金再委託料	0	0	
4 法人税等引当金	71,000	71,000	
5 予備費	5,000	5,000	
6当期剰余金	0	0	
合 計	7,165,000	6,941,000	

第 3 号議案 取引金融機関決定の件

福岡銀行本店及び博多支店

## 第4号議案

### 福岡県木材協同組合連合会定款の一部変更について

#### 1. 変更の理由

##### 第5条（公告の方法）

法に特別に定められた場合を除き、公告は連合会掲示場に掲示すれば足りるため変更します。

##### 第7条（事業）

本条第1項第4号に記載の「農林物資規格法」は、現在「日本農林規格等に関する法律」と改称されているため変更します。

##### 第8条（会員の資格）、第12条（除名）

暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきています。当連合会においても、反社会的勢力が会員となることがないように、定款参考例に倣い、暴力団排除規定を導入します。

また併せて、除名を規定する第12条に第6号を新設し、該当する会員は除名対象者となることを明記します。

##### 第10条（加入者の出資払込みおよび加入金）

項数の誤りを修正します。

##### 第23条（役員の数）

現理事数は上限と下限に幅があることから是正します。

また、会員資格と同様に役員においても反社会的勢力が連合会運営に関与することがないように暴力団排除規定を導入します。

##### 第24条（役員の任期）

新旧役員の退任日・就任日に空白期間が生じることがないように、役員の任期に伸長規定を設けます。

##### 第25条（員外役員）

本定款に定める員外理事は、中小企業等協同組合法に定められた制限を超えており、それを是正するため変更します。

##### 第26条（会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び職務）、第41条（理事会の招

集)

以前は常務理事を設置しておりましたが、現在は選定しておらず、当面もその予定がないことから常務理事に関する内容を削除します。

#### 第29条（役員選挙）

定款に定める理事数と現在の会員数を勘案すると、単記式の投票方法では定数を満たす理事を選出できない可能性があることから、投票方法を連記式へ改めます。

#### 第34条（総会招集の手続）

新型コロナウイルス感染症流行が流行した当初、集合形式の会議開催ができない状況が続き、総会の開催についても苦慮しました。今後類似の状況下となった場合でも円滑に総会を開催できるよう、ハイブリッド型総会の開催が可能となる条文へ変更します。

#### 新・第35条（臨時総会の招集請求）

規定がなかったため新たに創設します。  
以下、新第43条まで条文数を繰り下げます。

#### 第35条（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）

新35条を創設したことにより、本条に規定する「前条」と該当する条文が合致しなくなるため改めます。

#### 第42条（理事会招集の手続）

メール等での招集通知も可能とする規定を追加します。

#### 第43条（理事会の議事）、第44条（理事会の書面議決）

定款参考例に倣い、本2条を統合し、新44条（理事会の決議）へ変更します。

「全国中小企業団体中央会 協同組合連合会定款参考例」の記載に倣い変更するもの

第17条（届出）、第21条（延滞金）、第30条（役員報酬）、旧第40条（総会の議事録）、（第46条（理事会の議長および議事録）、第49条（法定利益準備金）、第50条（資本準備金）、第51条（特別積立金）、第52条（法定繰越金）、第53条（利益剰余金および繰越金）、第55条（損失金の処理）

条文及び章題において、接続詞、送りがな、漢字表記及び誤字の修正を行うもの

第1条（目的）、第7条（事業）、第8条（会員の資格）、第10条（加入者の出資払込みおよび加入金）、第12条（除名）、第13条（脱退者の持分の払い戻し）、第14条（使

用科または手数料)、第15条(経費の賦課)、第18条(過怠金)、第20条(出資の払込み)、第21条(延滞金)、第22条(持分)、第24条(役員の任期)、第25条(員外役員)、第27条(監事の職務)、第28条(役員の忠実義務)、第29条(役員の選挙)、第33条(総会の招集)、旧35条(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)、旧第38条(緊急議案)、旧39条(総会の議決事項)、旧第41条(理事会の招集)、旧第42条(理事会招集の手続)、第45条(理事会の議決事項)、第46条(理事会の議長および議事録)、第47条(委員会)、第48条(事業年度)、第54条(利益剰余金の配当)

第4章 出資および持分

第5章 役員、顧問および職員

第6章 総会、理事会および委員会



2. 定款中の変更しようとする箇所

新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、<u>会員及びその組合員</u>（以下「所属員」という）のために必要な共同事業を行い。もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名 称) 第2条 本会は、福岡県木材協同組合連合会と称する。</p> <p>(地 区) 第3条 本会の地区は、福岡県の区域とする。</p> <p>(事務所の所在地) 第4条 本会は、事務所を福岡市に置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。</p> <p>(規 約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 事 業</p> <p>(事 業) 第7条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。            (1) 所属員の事業に関する共同施設            (2) 所属員の取り扱う木材製品の共同販売            (3) 所属員の取り扱う立木、<u>素材及び製材機械器具</u>その他の共同購買<u>又はその斡旋</u>            (4) <u>日本農林規格等に関する法律</u>に基づいて行う木材製品の格付検査            (5) 所属員の事業に関する経営<u>及び技術</u>の改善向上を図るための関係官庁その他との連絡協            調            (6) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）<u>及び会員のためにするその借入、            又はその斡旋</u>            (7) 所属員の事業に関する事務の代行            (8) 所属員の事業に関する経営<u>及び技術</u>の改善向上<u>又は組合事業に関する知識の普及</u>を図るための教育<u>及び情報</u>の提供</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的) 第1条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、<u>会員およびその組合員</u>（以下「所属員」とい う）のために必要な共同事業を行い。もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その 経済的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(名 称) 第2条 本会は、福岡県木材協同組合連合会と称する。</p> <p>(地 区) 第3条 本会の地区は、福岡県の区域とする。</p> <p>(事務所の所在地) 第4条 本会は、事務所を福岡市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示し、<u>かつ、必要があるときは西日本新聞に掲載して する。</u></p> <p>(規 約) 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 事 業</p> <p>(事 業) 第7条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。            (1) 所属員の事業に関する共同施設            (2) 所属員の取り扱う木材製品の共同販売            (3) 所属員の取り扱う立木、<u>素材および製材機械器具</u>その他の共同購買<u>またはその斡旋</u>            (4) <u>農林物資規格法</u>に基づいて行なう木材製品の格付検査            (5) 所属員の事業に関する経営<u>および技術</u>の改善向上を図るための関係官庁その他との            連絡協            調            (6) 会員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）<u>および会員のためにするその借            入、またはその斡旋</u>            (7) 所属員の事業に関する事務の代行            (8) 所属員の事業に関する経営<u>および技術</u>の改善向上<u>または組合事業に関する知識の普            及</u>を図るための教育、<u>および情報</u>の提供</p>



(9) 前各号の事業に附帯する事業

### 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内において素材生産業、製材業又は木材の販売業を行う者を組合員たる資格として中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている協同組合は会員となることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することが出来る。

2 本会は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。

ただし、持分の全部又は一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期にわたって本会の施設を利用しない会員

(2) 出資の払い込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。

(3) 本会の業務を妨げ、又は妨げようとした会員

(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員

(9) 前各号の事業に附帯する事業

### 第 3 章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有するものは、本会の地区内において素材生産業、製材業または木材の販売業を行なう者を組合員たる資格として中小企業等協同組合法（以下「法」という）に基づき設立された事業協同組合とする。

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することが出来る。

2 本会は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込みおよび加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込をしなければならない。

ただし、持分の全部または一部を継承することによる場合は、この限りでない。

2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3 加入金の額は、総会において定める。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(除 名)

第12条 本会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期にわたって本会の施設を利用しない会員

(2) 出資の払い込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員。

(3) 本会の業務を妨げ、または妨げようとした会員

(4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員

- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員  
(6) 第8条第2項各号の一に掲げる者が組合員になった会員

(脱退者の持分の払い戻し)

第13条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻しするものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(使用料又は手数料)

第14条 本会は、その行なう事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行なう事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他、必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 会員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 定款又は規約を変更し、若しくは規約を廃止したとき

(過 怠 金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。

この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通

- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員

(脱退者の持分の払い戻し)

第13条 会員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻しするものとする。

ただし、除名による場合は、その半額とする。

2 本会の財産をもって、本会の債務を完済するに足りないときは、脱退した会員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。

(使用料または手数料)

第14条 本会は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本会は、その行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他、必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第16条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(届 出)

第17条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本会に届け出なければならない。

- (1) 名称、理事もしくは監事の氏名もしくは員数または事務所の所在地を変更したとき。
- (2) 定款または規約を変更しまたは廃止したとき。
- (3) 組合が合併しまたは解散したとき。

(過 怠 金)

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。

この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対しその旨を通

知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員

#### 第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第19条 出資1口の金額は、25,000円とする。

(出資の払込み)

第20条 出資第1回の払込金額は、1口につき12,500円とする。

- 2 出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。
- 3 本会は、会員が出資の払込みを終るまでは、その会員の払込済出資額に応じて配当すべき余剰金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第21条 本会は、会員又は所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第22条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数等)

第23条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 9人以上12人以内
- (2) 監事 2人又は3人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員任期)

第24条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員
- (2) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした会員

#### 第4章 出資および持分

(出資1口の金額)

第19条 出資1口の金額は、25,000円とする。

(出資の払込み)

第20条 出資第1回の払込金額は、1口につき12,500円とする。

- 2 出資の払込みは、払込みの金額、期日および方法を記載した書面を各会員に発してするものとする。
- 3 本会は、会員が出資の払込みを終るまでは、その会員の払込出資額に応じて配当すべき余剰金をその払込みに充てることができる。

(延滞金)

第21条 本会は、会員または所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩3銭の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第22条 会員の持分は、本会の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### 第5章 役員、顧問および職員

(役員の数)

第23条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 8人以上14人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員任期)

第24条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまでなお役員の職務を行なう。

(員外役員)

第25条 役員のうち、会員たる協同組合の役員でない者は、理事については3人を超えることができない。

(会長、副会長及び専務理事の選任及び職務)

第26条 理事のうち1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

- 2 会長は、本会を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定められたところにしたがいその職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を執行し、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し代行する。

5 会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第27条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第28条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の実挙は、連記式無記名投票によって行う。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人と定める。  
ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の実挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員の実挙を行う場合における被指名人の実定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の実酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

4 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行なう。

(員外役員)

第25条 役員のうち、会員たる協同組合の役員でない者は、理事については5人をこえることができない。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び職務)

第26条 理事のうち1人を会長、4人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とし、理事会において選任する。

- 2 会長は、本組合を代表し、本会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定められたところにしたがいその職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本組合の業務を執行し、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し代行する。
- 5 常務理事は会長、副会長及び専務理事がともに事故または欠員のときは、その職務を代理しまたは代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第27条 監事は、何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは本会の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第28条 理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の議決を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実挙)

第29条 役員は、総会において選挙する。

- 2 役員の実挙は、単記式無記名投票によって行なう。
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人と定める。  
ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員の実挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。
- 5 指名選挙の方法により役員の実挙を行なう場合における被指名人の実定は、その総会において選任された選考委員が行なう。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員の実酬)

第30条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問)

第31条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(職員)

第32条 本会に職員若干名を置くことができる。

## 第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会召集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない会員が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、会員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所(その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第35条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第36条 会員は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合は、当該会員の役員又は職員若しくは他の会員でなければ代理人となることができない。

(顧問)

第31条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(職員)

第32条 本会に職員若干名を置くことができる。

## 第6章 総会、理事会および委員会

(総会の招集)

第33条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会召集の手続)

第34条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。

(書面または代理人による議決権または選挙権の行使)

第35条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

この場合は、当該会員の役員または職員もしくは他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理する会員の数は、2人以内とする。

(総会の議事)

第37条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第38条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員たる事業協同組合の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第39条 総会においては、出席した会員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使するものを除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第34条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第40条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け(手形の割引を含む。)金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第41条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第42条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副会長が、会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、会長、副会長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が召集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、会長に対し、理事会を招集すべきことを請

2 代理人が代理する会員の数は、2人以内とする。

(総会の議事)

第36条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第37条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員たる事業協同組合の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第38条 総会においては、出席した会員(書面または代理人により議決権または選挙権を行使するものを除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第34条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第39条 総会においては、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) 1会員に対する貸付け(手形の割引を含む。)金額の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第40条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 会員数およびその出席会員数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別および賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第41条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副会長が、会長および副会長がともに事故または欠員のときは専務理事が、会長、副会長および専務理事がともに事故または欠員のときは、常務理事が、会長、副会長、専務理事および常務理事がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が召集する。

3 理事は、必要があると認めるときは、何時でも、会長に対し、理事会を招集すべきことを請

求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに会長が理事会の招集の手続きをしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第43条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第44条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第45条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第46条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席会員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決

求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに会長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第42条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。

ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の議事)

第43条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第44条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第45条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第46条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第40条(総会の議事録)の規定を準用する。

この場合において、同条第2項第4号中「(可否、否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

(10) 理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要

(11) 本会と取引をした理事の報告の内容の概要

(12) その他 (理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 会員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事 (当該事項について議決に加わることができる者に限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第47条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会計

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第49条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額 (前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第51条及び第52条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(委員会)

第47条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会計

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第49条 本会は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。



(資本剰余金)

第50条 本会は、加入金及び増口金を資本準備金として積み立てるものとする。

2 出資金減少差益(第13条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第51条 本会は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第52条 本会は、第7条第8号の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第53条 本会は損失をてん補し、第49条の規定による利益準備金、第51条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第54条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の払込済出資額、もしくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の払込済出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の払込済出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

4 配当金の計算については、第22条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第55条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本剰余金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第56条 本会は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上する。

(資本準備金)

第50条 本会は、加入金、増口金および減資差益(第13条第1項ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第51条 本会は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第52条 本会は、第7条第8号の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第53条 1事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第49条の規定による法定利益準備金、第51条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第54条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の払込済出資額、もしくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における会員の払込済出資額および会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における会員の払込済出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3 払込済出資額に応じてする配当金は、会員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。

4 配当金の計算については、第22条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第55条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第56条 本会は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の4以上を計上する。

第5号議案 役員改選について